

尼崎市教育委員会 12月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成30年12月25日 午後4時15分～午後5時37分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	松 本 眞
	教育長職務代理者	濱 田 英 世
	委 員	仲 島 正 教
	委 員	磯 田 雅 司
	委 員	徳 山 育 弘

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	白 畑 優
教 育 次 長	西 野 信 幸
事 務 局 参 与	能 島 裕 介
管 理 部 長	尾 田 勝 重
施 設 担 当 部 長	橋 本 謙 二
学 校 運 営 部 長	梅 山 耕 一 郎
学 校 教 育 部 長	平 山 直 樹
教育総合センター所長	西 川 嘉 彦
社 会 教 育 部 長	牧 直 宏
企 画 管 理 課 長	高 木 健 司
職 員 課 長	竹 原 努
中学校給食担当課長	小 島 大 作
生徒指導担当課長	東 政 信
スポーツ振興課長	荻 田 昭 憲
学校給食センター整備室長	山 口 泰 範
給食センター整備担当課長	松 浪 弘 毅
ファミリーマネジメント推進担当課長	松 田 登

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 報告第10号 尼崎市いじめ問題対策審議会委員の解嘱について
- (2) 議案第54号 尼崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第55号 尼崎市立尼崎養護学校学則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第56号 尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第57号 尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令について
- (6) 議案第58号 尼崎市立学校文書規程の一部を改正する訓令について

(7) 議案第59号 尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令について

(8) 議案第60号 尼崎市PFI事業者選定委員会条例の制定について

日程第3 協議・報告事項

(1) 尼崎養護学校の土地及び建物の西宮市への貸付について

(2) 過去における進路指導事案について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時15分、教育長は開会を宣した。

松本教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。日程第2「議事」の「議案第60号 尼崎市PFI事業者選定委員会条例の制定について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第60号」は、公開しないことと決しました。また、日程第2「議事」の「報告第10号 尼崎市いじめ問題対策審議会委員の解嘱について」及び日程第3「協議・報告事項」の「過去における進路指導事案について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「報告第10号」及び「過去における進路指導事案について」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 11月定例会及び臨時会の議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。11月定例会及び臨時会の議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。
次に、日程第2の「議事」に移ります。「議案第54号 尼崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則について」及び「議案第57号 尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。

松本教育長 提案理由の説明を求めます。竹原職員課長。

職員課長 職員課長でございます。31ページの「議案第54号 尼崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則について」及び46ページの「議案第57号 尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令について」につきまして、ご説明を申し上げます。はじめに、これら規則及び訓令の主な「改正理由」でございます。まず、「尼崎市教育委員会職員の職名等に関する規則」、いわゆる「職名規則」でございますが、本委員会が任用するすべての職員には「事務職員」又は「技術職員」のいずれかの「職名」が冠せられ、その職の種類に応じて、「主事」や「技師」、「校務員」、「指導主事」といった「職務名」が冠せられます。この「職名」や「職務名」について定めましたものが「職名規則」でございます。ただし、校長や園長、教員、実習助手などにつきましては、「尼崎市立高等学校学則」や「尼崎市立幼稚園園則」にそれぞれ職の名前が定められておりますので、「職名規則」には定めがございません。また、「職名規則」の対象は「一般職」の職員であるため、「特別職」として整理されている「非常勤嘱託員」は「職名規則」の対象外となっております。また、「臨時的任用職員」、いわゆるアルバイト、そして、定年等で退職した職員を改めて採用した「再任用職員」につきましても、現在、「職名規則」の対象外としております。このうち、「再任用職員」につきましては、その職の性質上、「定年前の職員」と同様に、本格的な仕事に従事する者としておりますが、「職名規則」の対象外ですので、「主事」や「技師」、「校務員」と同じ仕事をするにも関わらず、「再任用職員」という肩書で括られてしまい、市役所以外の方々と接するときに、例えば「名刺」や「プロフィール資料」、あるいは、「口頭での紹介」などで、「どのような仕事や役割を担っている人かわかりづらい」や「呼びづらい」といった状況がございました。そうした状況を踏まえまして、このたび、全庁的に「再任用職員」の「職の名称」を整理しようという動きになりましたことから、本委員会におきましても、同様に、「職名規則」を改正しようとするものでございます。次に、「辞令式」でございます。「辞令式」は、本委員会が発する辞令に関しまして、その内容や辞令書の様式、交付方法などを定めるものでございますが、再任用職員に対して「職名」や「職務名」を冠することとなることに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。次に、これら規則及び訓令の「改正内容」でございます。改正内容は、それぞれの「新旧対照表」でご説明をさせていただきます。

す。はじめに、「職名規則」でございます。32ページをお開きください。「再任用職員」にも、「定年前の職員」と同様に、「事務職員」や「技術職員」といった「職名」、また、「主事」や「技師」といった「職務名」を付けるため、現在、「再任用職員」を「職名規則」の対象から外すと定めております、右側「現行」の欄の下線部分の文言、これを、左側「改正後」の欄のとおり、「削除」しようとするものでございます。次に、「辞令式」でございます。48ページをお開きください。右側「現行」の欄の中ほどの下線部分、第4条第2項の5行目、「又は」以降の部分が「再任用職員」についての定めで、現在は、現「職名」及び現「職務名」を記載せず、それ以外のものの記載、即ち、「再任用職員」という文言を記載することができることとしておりますが、これを削除し、左側「改正後」の欄の下線部分のとおり改めようとするものでございます。また、次のページに、辞令書に記載する文例の改正について記載しておりますが、現在は、右側の欄の下線部のとおり、「再任用職員に採用する」とのみ記載していたものを、左側の欄の下線部のとおり、「職名」及び「職務名」を記載するよう、文例を改めようとするものでございます。なお、これらの改正につきましては、「全庁的に見直す時期」に合わせ、「平成31年1月1日」を施行期日といたしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。「議案第54号」及び「議案第57号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第54号」及び「議案第57号」は原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第55号 尼崎市立尼崎養護学校学則の一部を改正する規則について」、「議案第56号 尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」、「議案第58号 尼崎市立学校文書規程の一部を改正する訓令について」、及び「議案第59号 尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。議案第55号、議案第56号、議案第58号、議案第59号につきましては、尼崎市立あまよう特別支援学校の校名変更に伴い、規則、規程の文中にうたわれております、校名の変更等が主な改正理由でございます。そこで、本来でありましたら各所管課がそれぞれの文案を読み上げ議案説明を行うものではございますが、いずれも改正理由が同じであることから、今度は、私ども企画管理課で一括して変更理由等のご説明を申し上げます。それでは、まず、議案第55号でござ

います。お手元の資料、35ページの議案説明資料をお開き願います。「尼崎市立尼崎養護学校学則の一部を改正する規則について」でございますが、「2 改正内容」の、①学則名の変更、②収容定員の削除、③学校創立記念日の削除等、休業日の整備、④第1号様式から第11号様式の削除、⑤保護者の届出義務の整備等でございます。学則名は校名変更に伴うもので、②から⑤は校名変更のほか、この度の改正に併せて条文整備を行おうとするもので、②収容定員は、義務教育において「定員」という記載はなじまないことから削除し、③の学校創立記念日の削除は、学校休業日であった学校創立記念日は、現在休業ではないことから削除し、休業日の整備は、夏期休業日の期間変更に伴う変更でございます。④の様式の削除は、「欠席届」や「留学願い」などの各様式を規程で定めているものでございますが、市立高等学校の学則でも各種の文書様式は規定されておらず、学則には一般的ルールを規定することで足りると考えておりますので、これらを全て削除しようとするものです。⑤の保護者の届け出義務の整備は、高等部生徒について、長期にわたる欠席の届け出ルールを、より明確にするといった観点から該当条文の文言を整理しようとするものでございます。「3 施行期日」は、平成31年1月1日でございます。続きまして、43ページをお願いします。「議案第56号 尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、でございます。議案説明資料の「2 改正内容」は、①収容定員の削除、②学校創立記念日の削除、休業日の整備等、でございます。続きまして、51ページをお願いします「議案第58号 尼崎市立学校文書規程の一部を改正する訓令について」でございます。同規程の別表中にあります、「尼崎養護学校」を「あまよう特別支援学校」に、また文書收受等に用います学校名を示す記号「尼養」という漢字2文字を、「尼あ特」に改めるものでございます。続きまして、54ページをお願いします。「議案第59号 尼崎市立教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部改正について」でございます。同規程の別表中にあります、「尼崎市立尼崎養護学校」の文言を削除し、「尼崎市立あまよう特別支援学校」を追加するものでございます。以上で、議案第55号、議案第56号、議案第58号、議案第59号について、一括してのご説明を終わらせていただきます。宜しくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 収容定員は当初から定められていたのか。

学校運営部長 小学校、中学校については義務教育であるため収容定員は当初からありませんが、高等部の定員については改めて整理しますが、今回は収容定員の規定を一旦外すものです。

徳山委員 高等学校もこの規則に含むのか。

企画管理課長 管理運営規則の中に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校とすべて含まれていた時期があり、琴ノ浦高等学校の整備の時に高等学校だけ抜き出して規則

改正をしましたが、その時に特別支援学校の高等部だけが整備されておりませんでした。本来は高等学校の管理運営規則の改正の時に合わせて整理するべきでした。

松本教育長 学則は小学校、中学校の学校ごとに定めているのか。

学校運営部長 小学校、中学校につきましては、学則はありませんが、義務教育のため、共通の修学のルールはあります。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。「議案第55号」、「議案第56号」、「議案第58号」、及び「議案第59号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第55号」、「議案第56号」、「議案第58号」、及び「議案第59号」は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第3「協議・報告事項」に移ります。「尼崎養護学校の土地及び建物の西宮市への貸付について」を議題とします。説明を求めます。橋本施設担当部長。

施設担当部長 施設担当部長でございます。「尼崎養護学校の土地及び建物の西宮市への貸付について」です。旧梅香小学校跡地に建設の「あまよう特別支援学校」について、尼崎養護学校が市内へ移転した後の平成31年1月1日から、西宮市が西宮市立養護学校の耐震改築工事（現地建て替え）を行う間の暫定的に移転する施設として、現尼崎養護学校用地及び学校建物を西宮市に有償で貸付けしますが、詳細が決まりましたので報告します。1貸付期間については平成31年1月1日から平成33年8月31日まで、2貸付面積等については、基本的に現尼崎養護学校の土地及び建物全部を活用することを想定しています。土地は約14,332.14㎡、貸付料は138,122,153円（賃貸借契約）、建物は約7,118.48㎡（延床面積）、貸付料は無償で使用貸借契約でございます。

松本教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 この建物の耐震基準は満たしているのか。

施設担当部長 I s 値は0.6以下で基準を満たしていないため耐震補強します。西宮市の養護学校の建て替えのため仮校舎として利用するとのことでしたので、西宮市が1月以降に耐震補強工事を行います。

徳山委員 事故が起こった時に問題ないように、契約書を作成しているのか。

施設担当部長 契約書の中で、事故があったときには西宮市が全面的に責任を持つという内容を記載しています。

磯田委員 金額の算定基準は。

施設担当部長 尼崎市の普通財産の貸付基準で一定の率を面積で計算して、そこに固定資産税の評価価格も計上しております。

磯田委員 尼崎市の土地なので、固定資産税は尼崎市から西宮市へ払い続けるのか。

施設担当部長 尼崎市から西宮市へ払う固定資産税はもともと免除になっていますので、西宮市から尼崎市へ貸付料のみ支払われます。

濱田委員 この土地は今後どのように活用されるのか。

施設担当部長 平成33年8月31日まで西宮市へ貸付し、西宮市が耐震補強して使います。その後は解体撤去し、資産統括局の大規模市有地活用担当で跡地活用の検討をします。

磯田委員 耐震補強すると解体時に余分に費用がかかるのではないかと。

施設担当部長 余分にかかる費用については西宮市が負担します。

仲島委員 あまよう特別支援学校の内覧会で気になったことがあるのだが、トイレが狭く椅子が入らないが施工ミスではないのか。

施設担当部長 設計段階ではトイレの個室の中に介助する先生の椅子を置く予定でしたが、施工をする中で連絡調整が上手くいっておらず、椅子が入らないところがありますので、椅子を加工して個室の中に椅子を置く調整を現在しております。

仲島委員 椅子を加工するということが椅子が小さくなったことで、介助しにくいということがあってはならない。

施設担当部長 学校とも調整して実際に介助しにくいということであれば、便器を移動させる工事を検討する必要があります。また、トイレトペーパーのホルダーについても、通常は手すりの下に付けるということであったので、手すりの下に付けていたのですが、介助しにくいとのことですので、付け替える予定にしております。また、個室の扉を外からも開けられるように予定しております。

仲島委員 長い便器を採用しているが、通常便器はないのか。

施設担当部長 便器の種類については、学校と調整して長い便器を採用しておりますが、今後協議していきます。

松本教育長 一般的な特別支援学校を調査して、今後調整するようお願いします。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。教育委員会12月定例会報告事項といたしまして、総務関係としましては、12月10日第7回教育委員協議会がありまして、12月14日浮島智子文部科学副大臣が御視察にお越しでした。学校教育関係としましては、12月23日にあまよう特別支援学校の内覧会がありました。社会教育関係としましては、12月17日教育長表敬訪問で木村化工機株式会社に訪れました。木村化工機株式会社からは1000万円相当の図書等のご寄付を頂いております。1月の主要行事としましては、1月17日に平成30年度「1・17は忘れない」地域防災訓練が行われる予定です。以上で報告は終わります。

松本教育長 報告内容に質疑はありませんか。

濱田委員 あまよう特別支援学校の内覧会には地域の方は何名来られたのか。

施設担当部長 約50名になります。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。
次に、日程第2「議事」に移ります。ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。また、ここで職員の入替えを行います。

~~~~~以下 議事の要旨は非公開とする~~~~~

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会12月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会12月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時37分、教育長は閉会を宣した。



尼崎市教育委員会12月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。